

## 令和5年度 事業計画

3月13日にコロナ感染予防のために習慣になっていたマスク着用は個人の判断に任されることになり、また5月8日には新型コロナの感染症法上の扱いが5類に変更されます。

感染症法上の扱いが緩和されるとは言え、新型コロナが収束したわけではありませんので、今後マスクを外す人が増え、感染者や濃厚接触者の自宅待機期間がなくなると、感染が再拡大する恐れがあります。

当法人においては今後の状況をよく見極め、十分警戒をしながら、少しずつ日常を取り戻していきたいと考えています。

設備の面ではキュービクルの耐用年数が過ぎ、いつ不具合が生じても不思議ではない状況です。学園のライフラインを支える設備ですので早急な対策が必要です。ただ改修に1億7千万円以上かかり、当法人の会計では賄いきれない事案のため、国に補助金を申請しております。申請の結果は秋に判明する見込みです。

人材確保が大きな課題となっております。令和5年度、職員として新たに3名を採用できましたが、令和4年度中に7名の職員が退職されます。

他産業と比べても介護業界の人材不足は際立っておりますが、今後、人手不足はますます深刻化すると予想されております。採用活動に力を入れるとともに、ICTの活用も視野に入れ、限られた人材で良質な支援を提供できる体制づくりをおこないます。

この2月には彦根学園におきまして虐待事案が発生し、彦根市に通報しております。内容といたしましては、食事介助の際、飲み込みも終わっていないのに次々と食べ物を口に押し込むというものでした。一つ間違えば窒息や誤嚥などにより命に係わる事態になりかねないものであり、内部の虐待防止委員会で虐待事案と判断しました。

当該支援員にはこの行為について注意をし、反省を促し、毎週、所属寮主任による面談をおこない、自らの支援を振り返ってもらい、利用者への対応が改善するよう指導しております。また当面一人仕事にならないように勤務上の配慮をおこなっております。

課題は色々ありますが、令和5年度は日課や行事などを工夫し、利用者の暮らしがますます潤いのあるものになるよう努めてまいります。

### 《法人概要》

名称 社会福祉法人「青い鳥会」

設立 任意団体として昭和34年6月10日に設立。

財団法人を経て昭和38年3月15日に社会福祉法人の認可を受ける。

役員 理事6名、監事2名、評議員7名

職員 正規職員79名、准職員25名、パートナー職員18名、総数122名

(1) 定款に基づき次の事業をおこなう。

①名称 障害者支援施設「彦根学園」

- 定員 110名（生活介護 施設入所支援とも）  
対象者 満18歳以上の盲重複障害者及び知的障害者
- ②名称 生活介護事業（所）「せいふう」  
定員 20名  
対象者 彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町在住の満18歳以上の肢体不自由と知的障害が重複する者
- ③名称 生活介護事業（所）「すら〜ぶ」（川原事業所）  
定員 20名  
対象者 満18歳以上の知的障害者
- ④名称 相談支援事業（所）「てんしん」  
内容 湖東地域の委託相談 特定相談 一般相談 計画相談  
対象者 障害福祉サービス等を利用する障害児者
- ⑤名称 障害福祉サービス事業（短期入所）  
・彦根学園  
定員 20名  
対象者 成人10名 児童10名  
・せいふう  
定員 2名  
対象者 せいふうの利用者
- ⑥名称 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）か〜む（川原事業所）  
定員 10名  
対象者 学校などに通学している障害児
- ⑦名称 共同生活援助（グループホーム）「たちばな」  
定員 15名（E9名 W6名）  
対象者 満18歳以上の障害者
- ⑧他に市町事業として「日中一時支援事業」をおこなう。

## I 法人について

### 《目標》

#### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- ・内部統制の仕組みを機能させることによる適正な経営判断や運営の実施。

#### 2. 事業運営の透明性の確保。

- ・事業報告および決算状況をホームページや彦根学園だより「すたあとらいん」に掲載。
- ・ホームページへの、会計報告・事業報告・社会福祉法人現況報告書・監査報告書の掲載。

#### 3. 財務規律の強化

- ・適正かつ公正な支出管理。

- ・再投下可能な財産が発生した場合は社会福祉事業の充実に支出。

#### 4. 地域における公益的な取り組み

- ・高宮社協事業「独居老人宅等への配食サービス」への協力。
- ・福祉避難所としての活用。
- ・生活困窮利用者に対する利用料の減免等への努力。

#### 5. 組織の運営に関して

##### (1) 法人の組織改革に向けて

- ・法人本部の設置。
- ・中央集権型から各事業所へ一定の権限移譲。
- ・各部門長による法人運営の在り方の協議。

##### (2) 人材の獲得

- ・マイナビやキャリアタス UC を活用したリクルート活動。
- ・大学への直接的なアプローチ。
- ・ハローワークへの求人掲載。
- ・彦根市中心に配布されるフリーマガジンへの求人掲載。
- ・実習生への働きかけ。

##### (3) 人材の定着と育成、働きやすい環境づくり

- ・改正次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく新たな一般事業行動計画策定（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
- ・新人研修や各種研修の年間を通じた実施。
- ・給与面での待遇の改善 福利厚生の充実。
- ・良質な職場環境づくり。（くるみんマーク ユースエール認定マークの取得）
- ・男性棟への女性職員用トイレ設置の検討。

#### 6. 事業の運営について

##### (1) 地域ニーズに応じた事業の展開

- ・盲重複障害者をはじめとした障害者支援を役割とする事業の展開。  
施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、相談支援

##### (2) 湖東圏域における社会資源としての役割

- ・地域生活支援拠点事業への参画 緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成。
- ・24時間対応型利用支援事業（セーフティネット）への対応。
- ・障害者虐待防止に関わる役割

##### (3) 施設管理・機能強化

- ・「福祉の森」のグレードアップ。
- ・建屋の維持管理 彦根学園キュービクルの改修。
- ・ICTの実用化に向けた検討。

- ・業務継続計画（BCP）の作成と運用に向けた検討。

## 7. 中期目標

- ・人材確保策の強化。
- ・人材不足の中での安定した運営。  
（直接支援業務だけでなく給食業務、運転業務などの不足への対応）
- ・ICTの活用による事務的業務の省力化の研究。
- ・介護ロボット導入の研究。
- ・食材の変更による給食業務の省力化の研究。
- ・継続すべき重点事業と廃止すべき事業の仕分け。

## 8. 長期目標

- ・労働力確保がより困難になる中での事業継続方法の研究。
- ・川原事業所の将来に向けた検討。

## 9. 法人年間予定

- 5月 監事監査
- 6月上旬・・・第1回理事会（令和4年度事業報告 会計報告等）
- 6月下旬・・・定時評議員会（令和4年度事業報告 会計報告 理事改選について等）
- 6月下旬・・・第2回理事会（会長選任について）
- 6月中・・・資産の登記変更 法人の現況報告（所轄庁） 情報開示
- 9月10月頃（キュービクル工事助成金の可否により）第3回理事会
- 3月・・・第4回理事会（事業計画 会計予算 評議員選任解任委員の改選について等）

## II.各事業について

### 1. 彦根学園

#### 《目標》

「元気で、明るく、楽しく、穏やかな生活を主体的に過ごす。」ことを目標に、彦根学園を利用する人たちの日々の暮らしを支援する。

#### （1）利用者の暮らし

- ・現職員体制で利用者が豊かな暮らしを確保できるような日課の作成。
- ・外出がしやすくなるような職員の応援体制の整備。
- ・利用者の特性に合わせた安全な生活の提供。
- ・利用者それぞれのライフステージごとの楽しみの提供。

#### （2）健康管理

- ・予防接種の実施。
- ・感染症蔓延防止への取り組み。
- ・内科的には協力医（安澤医院）による月に一度の往診の実施。
- ・精神科的には協力医（豊郷病院）による月に一度の往診の実施。

- ・看護師、栄養士、支援員などの連携による、利用者の適切な健康管理。
- ・栄養計算された一人ひとりの咀嚼・嚥下能力に合った形態の、温かく美味しい食事の提供。

### (3) 利用者の意思の尊重

- ・本人会議や食事の嗜好調査での利用者の意見の採用。
- ・意思表示の少ない利用者の思いをくみ取る努力の継続。

### (4) 個別支援計画の作成

- ・サービス管理責任者を中心として個別支援計画を作成。
- ・年2回以上のモニタリングによる計画遂行状況の評価。

### (5) 虐待防止の取り組み

- ・虐待防止委員会や支援向上委員会の定期的な開催。
- ・支援向上委員会での決定事項の周知。
- ・寮会議等での不適切な支援の洗い出しと検証。
- ・不必要な身体拘束の禁止。
- ・必要な抑制についてご家族への説明と合意。
- ・虐待防止研修会、権利擁護研修会など内部・外部研修への参加。

### (6) 高齢化への対応

- ・60歳以上の利用者が34名、その内12名が70歳以上。
- ・日常的な健康管理の必要性。
- ・終末期を迎えた場合の看取りの体制整備。

### (7) 新型コロナについて

- ・ご家族の面会や帰省の自粛の緩和の検討。
- ・利用者の外出範囲拡大の検討。
- ・利用者に感染者が出た場合の対応の検討。
- ・感染職員の自宅待機期間の短縮、濃厚接触職員の自宅待機期間の短縮の検討。

### (8) 年間行事

|     |                      |     |              |     |                |
|-----|----------------------|-----|--------------|-----|----------------|
| 4月  | 新任式                  | 5月  | GW 行事・物故者追悼式 | 6月  | 運動会            |
| 7月  | 七夕行事 機関紙 後援<br>会便り発行 | 8月  | 納涼祭          | 9月  | 総合防災訓練<br>職員健診 |
| 10月 | 学園祭                  | 11月 | 文化の集い        | 12月 | クリスマス会 忘年会     |
| 1月  | 機関紙 後援会便り発行          | 2月  | 夜勤者健診        | 3月  |                |

## 2. せいふう

### 《目標》

圏域の重症心身障害者が日中安全に楽しく過ごせる場を提供し、利用者の在宅生活を支える一助となる。

(1) 利用者の過ごしの充実

- ・散歩、創作活動、音楽活動、ゲーム的な活動などの療育活動の実施。
- ・利用者の咀嚼嚥下能力に合った食事の提供。

(2) 適正な健康管理

- ・隔月で嘱託医（小菅医院）による往診の実施。
- ・主治医の指示書に基づいた医療行為の実施。
- ・複数看護師による健康観察。
- ・ご家族との情報の共有と連携。

(3) 利用者の意思の尊重

- ・利用者の意思を読み取る努力の継続。
- ・身体状況に合わせた活動の工夫。

(4) 個別支援計画の作成

- ・サービス管理責任者を中心とした個別支援計画の作成。
- ・年2回以上のモニタリングによる計画遂行状況の評価。

(5) 虐待防止の取り組み

- ・虐待防止委員会や支援向上委員会への参加。
- ・支援向上委員会での決定事項の周知。
- ・班会議等での不適切な支援の洗い出しと検証。
- ・不必要な身体拘束の禁止。
- ・必要な身体拘束についてご家族への説明と合意。
- ・虐待防止研修会、権利擁護研修会など内部・外部研修への参加。

(6) 利用者家族の養育機能低下への対応

- ・短期入所の実施。1日当たりの受け入れ人数を2名に変更。
- ・土曜受け入れ人数の変更（増員）。
- ・緊急時受け入れへの対応。
- ・警報発令時等の閉所基準の見直し。
- ・入浴の実施。
- ・送迎の実施。

(7) 利用者の身体状況の変化への対応

(8) 年間行事

|     |         |     |       |     |             |
|-----|---------|-----|-------|-----|-------------|
| 4月  | 友を迎える会  | 5月  | GW 行事 | 6月  |             |
| 7月  | 七夕行事    | 8月  | 夏祭り   | 9月  | 総合防災訓練 職員健診 |
| 10月 | 運動会     | 11月 | 文化の集い | 12月 | クリスマス会      |
| 1月  | 成人を祝う集い | 2月  | 節分行事  | 3月  | 振り返りの集い     |

### 3. 愛荘町川原事業所

#### 《目標》

地域で生活する障がいのある児童から高齢者までの複合型の事業展開をする中で、それぞれが「元気で、明るく、楽しく、穏やかな生活を過ごす」ことができるよう支援し、社会参加と共生社会に向けた取り組みを行っていきます。

「つながり」をキーワードに、「①利用者とのつながり」「②家族とのつながり」「③地域とのつながり」を大切に事業を実施します。また、民主的な運営を大切に、働きやすく、やりがいのある職場環境を作ります。

#### (1) 虐待防止の取り組み

- ・法人内の虐待防止委員会や支援向上委員会への参加
- ・支援向上委員会での取り組みの周知と評価を行い、サービスの向上へつなげる。
- ・虐待防止研修会、権利擁護研修会などの内部・外部研修への参加。
- ・身体拘束の禁止に向けた取り組みの実施。
- ・虐待についての具体的事例を挙げての禁止事項の明示と家族への説明。

#### (2) 財務規律の強化と ICT 実用化についての研究・検討

- ・当年度の事業活動収支差額の黒字化。会計拠点としての自立的な安定運営を行う。
- ・利用児者増に向けての具体的な取り組みを強化
- ・適正な支出管理と業務効率化・サービスの向上に向けた ICT 導入についての検討。

#### (3) 施設管理・安全管理等を含めた愛荘町との協議と対応

- ・老朽化した建物、設備について、愛荘町と協議しながら安全で快適な環境を整備。
- ・愛荘町の利用者増に向けての取り組み強化。(すら～ぶ在籍 2 名で週 3 日と週 1 日利用)

#### (4) 地域ニーズの検証と将来的な事業展開についての構想

- ・放課後等デイサービスの事業継続について、圏域の状況を勘案し将来的な対応を検討。
- ・生活介護事業の将来を見据えた圏域ニーズについて、関係機関と協力し調査を実施。

#### (5) 災害対策と新型コロナウイルス感染症対策

- ・感染症と災害時を想定した事業継続計画 (BCP) の作成と運用に向けた検討。
- ・利用者及び職員の健康管理の徹底。
- ・今後の社会的な感染防止策に応じた対策の実施。
- ・外出や活動の制限の緩和

#### (6) 地域とのつながり強化にむけた具体的な取り組みの実施

- ・地域交流事業 (夏祭り) の実施。
- ・広報活動 (たより、インスタグラム等) の強化。
- ・地域生活支援拠点として、専門的人材の確保・育成機能の役割を果たす。

#### (7) 利用家族へのサポート体制の強化

- ・警報発令時等、閉所対応基準の見直し。(事業所判断の柔軟化)
- ・アルソックのメールシステムを利用した情報の発信。

## ① 放課後等デイサービス「か〜む」

### ≪目標≫

地域の障がいのある児童の放課後や土曜・祝日、長期休暇に心地よく安心して過ごせる場を提供しながら、ひとりひとりの個性と発達の状況に応じた日常生活を送るための動作や、社会性を習得するための支援を行います。

#### (1) 利用児の過ごし、活動の充実。

- ・散歩、創作活動、ゲーム、運動、体験活動などバリエーション豊かな療育活動の実施。
- ・療育活動についての支援員のスキルアップ。
- ・外部の協力者への協力依頼。(音楽やスポーツ、体験活動など)

#### (2) 適正な健康管理

- ・障がいの状況や疾患に応じた対応について、十分に家族からの聴き取りを行い対応する。
- ・てんかん発作など緊急時の対応についての確認と、職員間での周知徹底。
- ・家族、支援員、看護師の連携による適切な健康管理。

#### (3) 利用児の意思の尊重

- ・児童の発達や障がいの状況に応じた意思の尊重のための配慮と工夫。
- ・活動や余暇などの中で選択する機会を大切にする。
- ・自発的な行動(遊び)を促す環境の工夫。

#### (4) 個別支援計画の作成と適切な記録の管理

- ・児童発達管理責任者を中心として個別支援計画を作成。
- ・6か月ごとにモニタリングを行い、計画の遂行状況の評価と課題の整理による再計画作成。

#### (5) 関係機関との連携

- ・行政、相談支援事業所、学校、圏域の自立支援協議会(児童部会)との連携
- ・圏域の放課後デイ事業所の状況の把握と行動障害や重心者の受け入れ状況について把握。

#### (8) 年間行事

|     |          |     |         |     |             |
|-----|----------|-----|---------|-----|-------------|
| 4月  | お花見      | 5月  | GW 行事   | 6月  | 防災訓練        |
| 7月  | 七夕行事・プール | 8月  | 夏祭り・プール | 9月  | 体験学習(外出)    |
| 10月 | ハロウィーン行事 | 11月 | 収穫祭     | 12月 | 防災訓練・クリスマス会 |
| 1月  | 初詣       | 2月  | 節分行事    | 3月  | 卒業を祝う会      |

## ② 生活介護事業所「すら〜ぶ」

### ≪目標≫

重度の障がいのある人の地域生活における安全で安心できる日中活動の場を提供し、それぞれの障がいの状況や特性などに応じた療育活動、創作活動などの支援を行います。また、活動が社会生活の広がりへとつながることを意識しながら、社会参加や地域交流、共生社会に向けた取り組みを実践します。

(1) 利用者の過ごし、活動の充実

- ・自閉症などの特性に配慮した環境が提供できる専門性の強化と支援の標準化の実施。
- ・個別メニューに基づくスケジュールと集団活動との組み合わせによる社会性の強化。
- ・散歩、創作活動、リラクゼーション、作業的活動など豊富な療育活動の実施。
- ・青年期から高齢期の利用者それぞれの状況に配慮した活動メニューの提供。

(2) 適正な健康管理

- ・日々の健康状態について、家庭との連携を密に図りこまめな観察と連絡、相談の実施。
- ・てんかん発作など緊急時の対応についての確認と、職員間での周知徹底。
- ・家族、支援員、看護師、理学療法士等の連携による適切な健康管理。

(3) 利用者の意思の尊重

- ・利用者の障がいの状況や特性に応じた意思の尊重のための配慮と工夫。
- ・利用者の意思を汲み取る努力の継続。
- ・活動や余暇などの中で選択する機会を大切にする。

(4) 個別支援計画の作成と適切な記録の管理

- ・サービス管理責任者を中心として個別支援計画を作成。
- ・年2回のモニタリングを行い、計画の遂行状況の評価と課題の整理による再計画作成。

(5) 関係機関との連携

- ・行政、相談支援事業所、他事業所、圏域の自立支援協議会（行動障害部会・労働部会）との連携

(6) 年間行事

|     |            |     |        |     |             |
|-----|------------|-----|--------|-----|-------------|
| 4月  | お花見        | 5月  | グループ外出 | 6月  | 防災訓練        |
| 7月  | グループ外出     | 8月  | 夏祭り    | 9月  | バーベキュー      |
| 10月 | グループ外出・運動会 | 11月 | 文化の集い  | 12月 | 防災訓練・クリスマス会 |
| 1月  | 成人を祝う集い    | 2月  | 節分行事   | 3月  | 振り返りの集い     |

#### 4. 地域支援センターたいせい

《目標》

GHの利用者の安定した過ごしを支えるとともに、地域で生活する障害児者の在宅生活をサポートする。

(1) 虐待防止の取り組み

- ・虐待、身体拘束の禁止。
- ・虐待防止委員会、支援向上委員会への参加。
- ・虐待防止委員会、支援向上委員会での取り組みの周知。
- ・不適切支援の洗い出しと虐待防止への検証。
- ・虐待防止、権利擁護等、内外研修への参加。

(2) 施設管理、機能強化

- ・建屋の適切な維持管理。空き室や共用部分の維持管理。
- ・災害時における業務継続計画（災害時 BCP）の作成と運用に向けた検討。

(3) 新型コロナ等の感染症対策について

- ・利用者及び職員の健康管理の徹底。
- ・今後の感染予防策に応じた事業運営。
- ・感染症における業務継続計画（感染症 BCP）の作成と運用に向けた検討。

## ①相談支援事業所てんしん

### 《目標》

利用者の意思を十分に尊重し、意思決定支援を基盤とした相談支援を実施し、地域生活をサポートする。

(1) 計画相談

- ・計画相談の件数増。件数の数値目標。年間目標 960 件。月 20 件 / 1 名  
前年度実績約 935 件（令和 5 年 3 月提供分を含む）  
契約者数 336 名（彦根学園利用者 101 名を含む）
- ・適切な加算の算定。体制加算及び支援実施加算の算定。
- ・相談支援専門員の個人の力量に左右されない標準的な相談活動に向けての検討。

(2) 委託相談

- ・湖東地域障害者自立支援協議会への参画。重心部会の運営。
- ・湖東地域及び滋賀県内における会議等への参加。
- ・障害福祉サービス利用が必要のない利用者への適切な相談支援の実施。

(3) 地域移行・地域定着

- ・依頼があった場合の適切なサービス提供。前年度実績 0 件。

(4) 障害支援区分調査の委託

- ・障害支援区分調査の適切な実施。年間数値目標 24 件。前年度実績 18 件。  
（来年度 3 年に 1 度の支援区分調査が多い年に重なる）

(5) 利用者の意思の尊重

- ・徹底した傾聴を基本とした相談支援の実施。
- ・意思表示が困難な利用者に対して、意思決定、意思表示のサポートをする支援の工夫。

(6) 相談支援専門員のスキルアップと人材育成

- ・相談支援専門員従事者初任者研修の受講。受講目標 1 名。
- ・相談支援専門員の育成とフォローアップ。
- ・法人内の研修への参加と自己研鑽。
- ・圏域及び県内の会議、研修等の参加と講師等での協力。

(7) 適切な記録管理

- ・ケース記録等の個人情報管理の徹底。持ち出しや保管等の適正な管理。  
5年間の保存義務。

(8) 業務の効率化

- ・ICTの活用等による事務的業務の効率化の検討。
- ・携帯電話の機種変更。スマホへの移行。
- ・業務効率化による時間外勤務の是正。適切な勤怠管理。

## ②グループホームたちばな

### 《目標》

利用者の増員により安定的な運営を目指し、地域において在宅生活を支える資源の役割を果たす。

(1) 利用者の増員

- ・利用者の増員。現員9名。入居者増の数値目標4名。年度末まで13名を目指す。

(2) 安定的な運営

- ・24時間365日の開所を基本とする体制作り。
- ・お盆期間(8月)、年末年始(1月)期間のバックアップ施設(彦根学園)との連携。
- ・帰省や面会等、家族とのやり取りや連携の強化。
- ・他障害福祉サービスや相談支援事業とのスムーズなやり取りや連携。

(3) 利用者支援の充実

- ・利用者の身体状態や生活状況に合わせた支援の組み立て。食事、入浴、洗濯などの直接支援の実施。面談等を通じた日常的な相談等の間接支援の実施。
- ・余暇支援の充実。買い物等の外出支援。外部サービスとの連携。
- ・利用者同士の交流の機会やイベント実施の検討。

(4) 健康管理

- ・年齢に応じた健康面の管理。服薬管理や体調不良時の通院支援。
- ・年齢や健康状態に応じた適正な食事の提供。
- ・就労先と連携した健康診断の実施。
- ・バックアップ施設(彦根学園)の看護師との連携。
- ・感染防止対策の徹底。

(5) 利用者の意思の尊重

- ・利用者の意思をくみ取る機会の設定。定期的な面談。
- ・意思表示出困難な場合の支援の工夫。

(6) 個別支援計画の作成

- ・サービス管理責任者を中心とした個別支援計画の作成。
- ・年2回以上のモニタリングによる計画遂行状況の評価。

(7) 地域の社会資源としての役割

- ・短期入所（空床型）の積極的運用。目標契約者数10名。前年度契約者数実績3名。
- ・グループホーム入居に向けた体験枠の積極的運用。
- ・体験における日帰り（数時間）利用の運用に向けた検討。（障害福祉サービス外）

(8) 人材の確保と育成

- ・利用者増に対応できる職員、世話人数の確保。
- ・法人内外への研修への参加。世話人を対象とした研修の実施。
- ・定期的な会議開催による世話人へのフォロー。支援方法の統一、共有。